これからの保育対策と保母養成

待　井　和　江
(武庫川女子大学文学部教育学科)

Perspective Child Care Policy and Education on Child Care Workers

Kazue Machii
Department of Education
Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663

従来の保育対策は，いわゆる「保育に欠ける」乳幼児を対象として展開されてきたが，今日，子どもをとり巻く環境条件の急激な変容，特に母親の就労の一般化が進展するなかで，「保育に欠ける」様相は拡大し，多様化しているといえる．本稿ではまずその実態を明らかにし，更に，高齢化社会の到来を迎え，漸く児童を「21世紀を支える存在」としてとらえ，その健全育成が論じられ，制度的開発が進めらようとしている現在，保育対策の動向を探り，その中核をなす保育所が，大きく変革を求められていることを追究している．すなわち「行政により措置された乳幼児を受託して，定型化した保育サービスを提供することを保育ニーズと考えるのではなく，今日における真の保育ニーズは何か」という視点で，子育ての外部化をとらえ直し，将来，保育所保育を担う保母の養成教育課程について論及を試みたものである．

これからの保育対策と保母養成

1．はじめに

国連によれば65歳以上の老年人口が７％を超えるとき，その社会は高齢化社会と呼ばれるが，その意味においては，我が国が高齢化社会に到達したのは，1970年であった．かつ図１にみるように，65歳以上の人口の示める割合の上昇が著しく，その進行は，世界に類をみない速度であるという．

図１　成人人口の推移

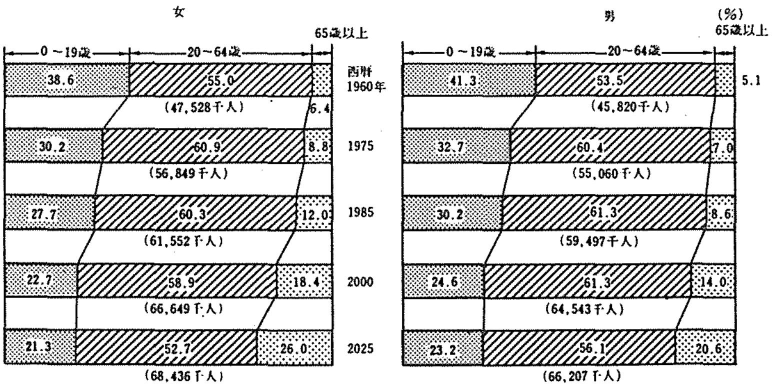

資料出所：厚生省「人口動態統計」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(昭和61年12月推計)
(注)　1．1985年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(昭和61年12月推計)の中位推計値である。
　　　2．(　　)内の数字は各年の総数である。

21世紀に入るとき，先進諸国の現在の水準に達し，その後の10数年のうちに，最も高齢化の進んだ国となり，10人のうち２人が高齢者であり，しかもその２人のうち１人は75歳以上の後期高齢層に属することになる．ここに到ると，生産年齢人口３人弱で１人の老年人口を支えるということになる．７人で１人を支えている現在に比べて極めて厳しい状況が生じることになる．

従って国レベルにおいては勿論，地方自治体もこれを受けたかたちで，高齢者対策は焦眉の急となり，一時期，新規予算を伴う事業は老人を対象するものに限られるといった現象すらみられた．エレン・ケイ（E.Key，スウェーデンの女流評論家1849～1928）は，1900年に「20世紀は児童の世紀である」と唱え，児童の権利の保障を主張し，これが支持され継承されて，1959年の「児童権利宣言」を採択するに至ったのだが，果して20世紀は「児童の世紀」たり得たであろうか．しかも今，「21世紀は高齢者の世紀になるのではないか」との声も聞かれる．しかし，いつまでも老人問題に焦点をあてるのみで，「高齢者の世紀」は期待し得ないことの認識が必要である．長期的展望において，児童対策こそ，その鍵を握る最も重要な基本の課題となる．漸く，児童を「21世紀を支える存在」としてとらえ，その健全育成が論じられ，制度的開発が進められようとしている現在，保育対策の動向を探り，保育所保育のあり方を明らかにすると共に保母養成の今後を追究したいと思う．

２．保育対策が直面する課題

(1)　女性の就労とその現状

①　高齢社会と女性の就労

高齢社会の到来は，平均寿命の男女差からも推測できるように，男性よりも女性がはるかに多くなることを意味する．すなわち75歳以上の後期高齢層において，女性は，男性２人に対して３人を数えることになり，「女性高齢者の問題は，将来の社会において，きわめて大きい課題として注目しなければならないのである.」（婦人問題の将来展望と対策，婦人問題企画推進会議，1989）ここに，女性の就労の必然性があるといえる．「高齢社会を前提とする場合，女性の就業が扶養する側の層を厚くすることにもつながるのである」（前出）

また，岡崎陽一（厚生省人口問題研究所長）は，「高齢者が増えれば増えるほど，働きざかりの人口を確保し，彼らの生産力を高く維持しなければ，経済社会が持続できなくなることは明らかである．そしてやがて働きざかりの人口になる子ども達の健全育成の問題に，十分に配慮することが必要であることはいうまでもない.」（これからの保育所を考えるために，全国社会福祉協議会　1985）と提唱している．働きざかりの人口の確保と生産性の向上は，共働きを抜きには実現し得ないのではないか．女性の就労は高齢者を支えるだけでなく，人生80年代を迎え，自らの能力を活かす場であり，自分自身の老後において若い世代に負担をかけないための，自立の設計でもある．諸統計は，女性の就労が量的拡大と共に質的に変容しつつあることを示している．

②　雇用労働の増加

総務庁統計局の「労働力調査」によると，昭和61年の女子雇用者は1,584万人で前年に比べ36万人，2.3％増加し，女子就業者の68.1％（60年は67.2％）を占めるに至った．なお，家事専業者との比較でみると，59年にはじめて雇用者が家事専業者を２万人上まわり，以後その差を拡げて，61年には雇用者が42万人上まわっている．この傾向は逐年拡大が予測され，女子にとって就労が一般化しつつあることがうかがえる．それは職業観の変化にもあらわれている．（図２）

図２　職業観の変化

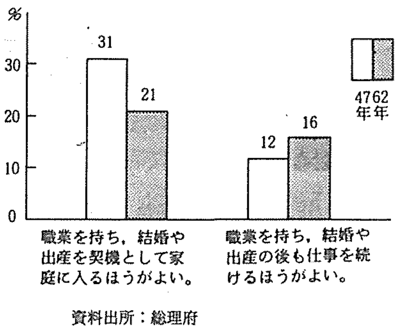

資料出所：総理府
「婦人に関する意識調査」昭和47年
「婦人に関する世論調査」昭和62年

また，雇用者総数に占める女子の割合も年々増加しているが，その内訳をみてみると，パートタイム就労者（短時間雇用者）増によること

がわかる．（図３）

図３　増加する女子雇用者及びパートタイム労働者の割合

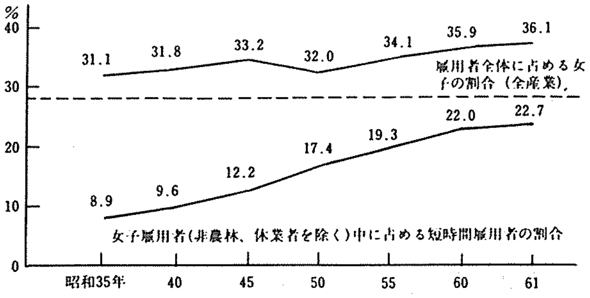

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」
（注）１．雇用者数は休業者を除く
２．短時間雇用者とは週間就業時間が35時間未満であったもの

女子雇用者の就業状況を産業別にみてみると，最も多いのはサービス業の475万人（女子雇用者総数に占める割合30.0％）で，製造業の435万人（同27.5％），卸売・小売業，飲食店の423万人（同26.7％）がこれに次いでおり，これら３産業に女子雇用者の84.2％が就業している．なかでもサービス業の卸売・小売業・飲食店の２産業は堅調に雇用の伸びを示し，製造業は経済変動を反映して減少した結果，全産業に占める第３次産業の割合が61.7％（60年は60.8％）と増加が大きく進んでいる．

配偶者関係別にみてみると，有配偶者の比率は高まっており，（図４）主婦の就業に対する意識にも積極性が顕著である．（図５）

図４　配偶関係別女子雇用者構成比の推移（非農林業）

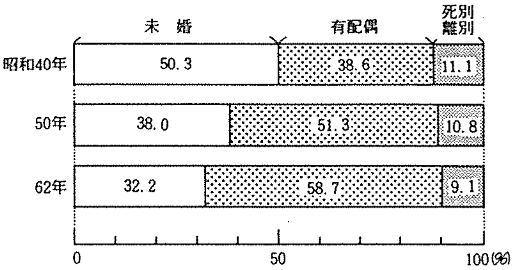

資料出所：総務庁「労働力調査」

図５　主婦の就業に対する意識

（単位：％）

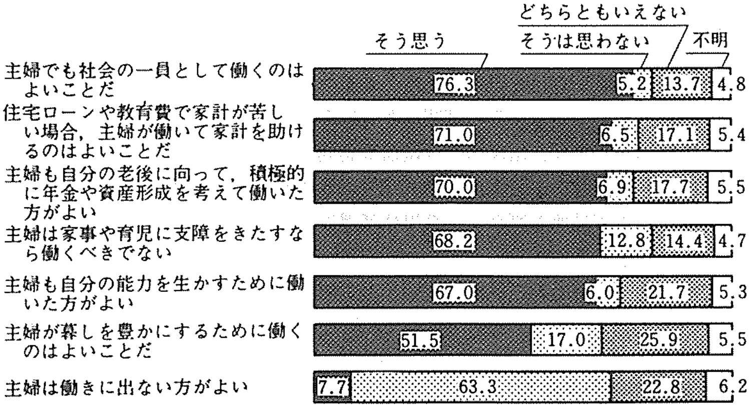

出所：経済企画庁国民生活局編『長寿社会のライフプラン——人生80年時代における生涯家庭生活設計のために』1987年，67ページ。

③　世代別にみた女性労働の状況

働く女性の動向の把握は，さらに世代別に分析を試みる必要がある．そこで国勢調査（昭和60年）によるコーホート（同時出生集団）別に，雇用労働力率を比較してみると，全体的には学校卒業後の20〜24歳を第一のピークとし，育児後の40〜49歳を第二のピークとするM字型のカーブを示しているが，その形には各世代によって差異がみられる．（図６）

図６　年齢別階級別女子人口に占める雇用者の割合（雇用労働力率）

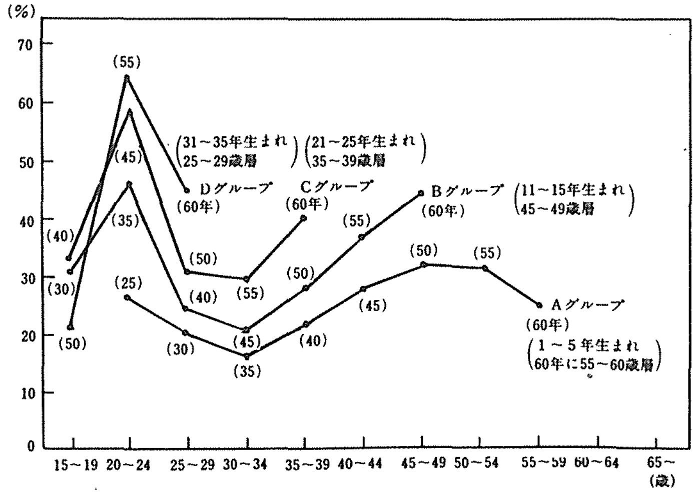

資料出所：総務庁統計局「国勢調査」
（注）（　）は暦年

特にDグループでは，20〜24歳時の雇用労働力率は，各層に比べ一段と上昇している．また，結婚，出産期で大きく低下する23〜29歳時の雇用労働力率は，B・Cグループに比べ低下幅が相当小さく，また，その水準は大幅に高まっている．これは未婚者の割合が増加していることもあるが，結婚等によっても継続して就業する者が増える方向に変ったものと考えられ，M字型のカーブはこれまでと違う新たな動きを示そうとしている．

以上，統計資料によれば，現在，女性の就労意欲は高まり，とりわけ若い世代にみる新たな傾向は，男女共生社会を期待させるものといえる．しかし，その実現のためには，子育てとの競合の解消が不可欠となる．

④　母親の就労と労働環境

先進諸国では，出産休暇，育児休暇，子どもの看護休暇等，出産・育児の保障制度が整備され，例えば育児休暇は両親を対象としており，その期間も多くは２歳まで，あるいはそれ以上となっているなどである．それに比べて，わが国では，出産休暇（産前６週間，産後８週間−昭和61年改正）は普及しているものの，実際の取得休業日数は，１人平均産前36.4日，産後49.7日（昭和60年）である．育児休暇（育児休業制度）を実施している事業所の割合は，育児休業奨励金制度を設けているにもかかわらず，僅か14.6%に過ぎない．

いわゆる育児休業法が適用される教育，社会福祉，医療従事者が含まれるサービス業で40.0%と高くなっている反面，製造業（4.4%），卸売・小売業，飲食店（7.6%）では低くなっている．大企業では制度導入が進んでおり，500人以上規模では20.1%で実施されている，なお育児時間（満１年まで１時間）請求者は25.4%，子どもの看護休暇制度を有している事業所は11.4%である．

過去にさかのぼって長期的にとらえれば，格段の進展とみることができるものの，この実態では働く女性の育児保障にはおよばないといわざるを得ない．そのことが，依然として，育児期の退職，あるいは

パートタイム就労を選択させる大きな要因となっている．特にパートタイム就労の急増は，家事・育児等家庭生活との両立が容易であり，しかも家計の補助といった経済的動機を満たすことにあるのは明らかである．雇用する側にとってもメリットの大きい雇用形態であり，（図７）今後とも増加傾向は続くものと予

図７　パートタイマー，アルバイトの活用について

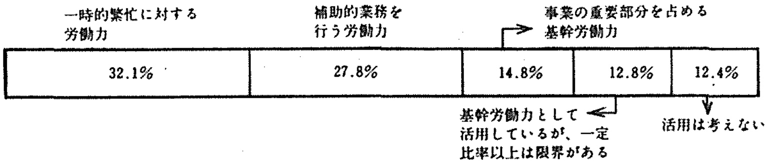

資料出所：労働省「サービス産業の経営戦略の動向と労働面の対応に関する調査」
昭和61年10月

測される．しかし，図７は裏返せばパートタイム就労の不安定さを示すものといえる．

また賃金は一般女子労働者の１時間当たりの所定内給与額を100とすると，パートタイム労働者のそれは72.9となっている（昭和61年）など，処遇の低位性の問題も大きい．女性労働すなわちパートタイム労働（安あがり労働）ということになると，女性はいつまでも不利な労働に甘んじなければならず，同時に男女を問わず労働者全体の雇用条件を引き下げる原因をつくることにもなる．今後は再雇用制度を確立し，パートタイム労働の雇用条件を引きあげる必要があるが，そのためにもより根本的な課題は，就労の継続が保障され，女性の能力が社会に活かされ認められ，地位が向上することである．

今日，女性の就労と育児の両立，就労の継続にとって保育所が担う役割の重要性は，益々高まっているのである．

(2)　出産数および出産率の低下

我が国の出生率は，近年，低下の一途をたどっており，厚生省人口問題研究所が昭和62年に発表した「日本の将来推計人口」によると，同年の出生数が最低となり，以後は増加の傾向に転ずると予測していたが，（図８）先ごろ厚生省が発表した「昭和63年人口動態統計」の概数では，明治32年に統計を開始して以来，過去最低の出生数となり，昭和49年以降出生数，出生率とも減少を続けているが，この傾向は平成７年から10年くらいまで続くと予想している．

昭和63年の合計特殊出産率は，1.66であり，人口置き換え水準を大きく下回っている．この数値は国際的

図８　出生児数の推移（合計特殊出生率）

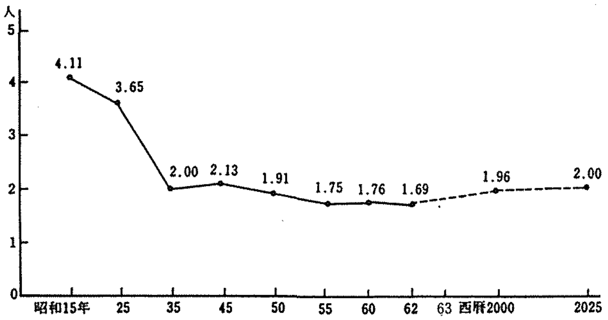

資料出所：厚生省「人口動態統計」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（昭和61年12月推計）」

（注）　合計特殊出生率＝１人の女子が再生産年齢（15～49歳）を経過する間に生むと考えられる子供の数

人口が増えも減りもしない水準（人口の置き換え水準）は、　2.1とされている。

に比較しても，主要欧米諸国の中では西ドイツ（昭和61年で1.35）に次ぐ低い水準となっており，我が国の将来の発展に不安が指摘されるのである．

出生率低下の要因としては，様々のものが挙げられるが，最も大きいものとして，子育ての費用・教育費が高い（図９）といった経済的理由と，増大する就労女性が，仕事と子育ての両立の難しさに直面し，仕事を選択することによるといってもよいであろう．

図９　教育費（昭和59年価格）

世帯主年齢49～52歳で重い教育費負担

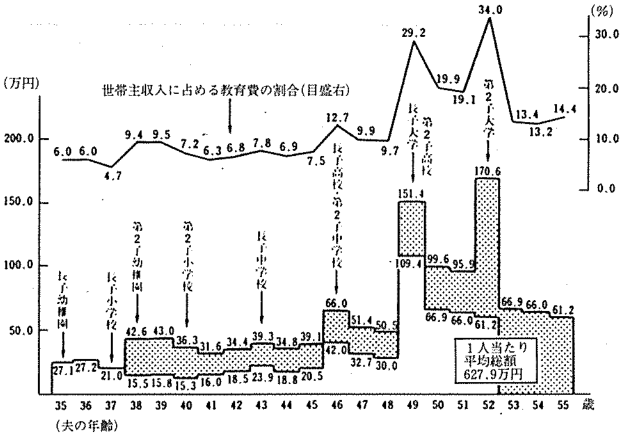

資料出所：文部省「保護者が支出した教育費調査」，「学生生活調査」，「私立学校の財務状況に関する調査報告書」，「学校基本調査」，総務庁「賃金構造基本統計調査」（各々昭和59年）

（注）　１．幼稚園，高校，大学は公立・私立の加重平均を用い，小・中学校は公立とした。

２．「教育費」には，子供を学校に通学させることに伴い必要となる経費，学校給食費及び家庭等において子供の教育，けいこごとのために支出した経費が含まれる。

（経済企画庁『国民生活白書』昭和62年版，113頁）

少産傾向については，しばしば女性の母性放棄といった育児意識の変化が問題視されるが，意識としては必ずしもそうとは限らないことがとらえられる．北九州市保育需要実態調査（北九州市民生局，平成元年）によれば，対象者2,333人のうち，保育施設（幼稚園・保育所）を利用しているもの（1,120，44.4%）を除くと，保育施設を利用しない理由の第一は「幼稚園入園年齢に達していない」が52.2%，ついで「子どもは家人で育てるのが一番よいと思う」が24.9%であった．従って併せて77.1%が，３歳未満児については家庭における育児を指向しているといえる．なお，現在子どものいない人（548人）に，子どもができたら保育施設を利用する意思があるかどうかを質問しているが，その結果は「保育所に通わせるつもり」が156人，28.5%，「幼稚園に通わせるつもり」が387人，70.6%であった．この数値からも同じ傾向がとらえられ，育児に意欲的であるとみてよいと考えられる．しかし，それが産児数増にむつびつかないのは，別の問題があるのではないだろうか．「子供を有する家庭と子供を持たない家庭との間で養育費用や仕事の中断に伴う機会費用の負担の不公平という問題が生じ，子供を持たない方が有利という意識すら招きかねない現状にある」との指摘がある．

(3)　家庭の変容と育児力の縮少，弱体化

1960年代の高度経済成長期以来およそ20年間，我が国の社会には様々の変化が，しかも急激に生じている．その最たるものが，都市化，核家族化であり，（図10）上記少子化の進行である．こうした現象は，子どもを取り巻く直接の環境である家庭や地域社会にも大きな影響をもたらしたが，何よりも大きな問題は，家庭における子育ての担い手である母親におよぼす影響であり，それが子どもにおよぼす「リアクション」であるといっても過言ではあるまい．

①　子育ての負担が母親ひとりにおおいかぶさっている．

大家族の場合，子育ては母親を中心にしながらも，家族の共同作業であった．家族が子育てを分担し合っていたから，母親の心身の負担は軽減され，安定した気持で子育てにとりくめたのである．ところが

図10　世帯構造別にみた世帯数の推移

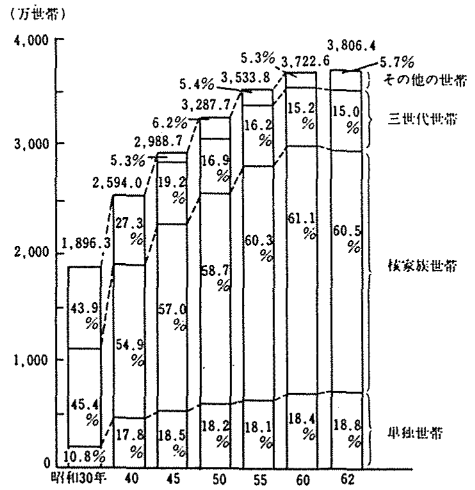

資料出所：厚生省「厚生行政基礎調査」(昭和30年～60年)、「国民生活基礎調査」(昭和62年)
(注)　核家族世帯は「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「片親と未婚の子のみの世帯」をいう。但し、昭和30、40年は、「片親と未婚の子のみの世帯」と「三世代世帯」と「その他の世帯」がそれぞれ一括計上してある。

今日では，すべてが母親ひとりの肩にかかり過重負担となっている．そこから二つの方向に問題の派生がみられる．ひとつは省力化をめざす子育ての合理化現象である．かつて「忙しいお母さん，育児のお手伝いをします」というコマーシャルで売り出された「ミルクホルダー」は，流石にかげを潜めたが，依然として「コップ３杯大丈夫」式感覚での紙オムツの使用は根強く浸透している．これまで育児用品の研究開発は，子どもにとっても，親にとってもさまざまのプラスをもたらし，子育ての近代化を促進してきたが，今日では，作る側も使う側も大人の立場，すなわち便宜性，経済性が先行して，「手抜き保育」が拡がり，家庭で親に育てられながら，母子関係の希薄化が生じ，家庭における子育ての本質的価値の喪失すら危惧されている．さらに昨今は，子育ての委託化，外部化が新な問題を投じている．

今ひとつは，育児疲れである．「母親の育児疲れがもたらした悲劇」は，統計的には生後２か月以内の乳児殺しの多発となっているが，精神的肉体的にゆとりを失った母親の育児が子どもに与える影響は，それが日常的であるだけに無視し得ないであろう．

また，核家族は，親の病気等何かことがあれば，すぐさま子育てに支障が生じることも，母親のストレスを強めているといえる．

② 具体的な育児知識，育児経験が乏しい

かつての母親は育児経験の豊かな祖母や他の家族，あるいは近隣の人々から，直接的で具体的な育児経験や知識を伝承される機会に恵まれていた．従って母親はごく自然に伝統的な育児法を学ぶことができたのである．しかし，今日の母親はその機会に恵れないだけでなく，その生い立ち自体が既に都市化，核家族化，少子化過程の中にあり，家事も子育ても生活から遠かったのである．

各種の育児書，ラジオ・テレビの育児番組，新聞・雑誌の育児欄など，育児情報はあふれる程であるが，それを行動に移したり，個別化する応用力が乏しいため，母親は不安を強め，混乱しているといえる．一般論と実際のずれが自信喪失となり，育児ノイローゼを誘発したりする．そこまでいかなくても，日常の養育態度が一貫性を欠き，動揺の多いものになり，しばしば子どもの情緒障害，問題行動を引き起こす原因となっている．

③ 子離れができない母親が多くなっている．

子育てを一手に担う母親が，強い責任感をもつことも，ひたすらな愛情をそそぐことも，幼い子どもにとって必要でこそあれ，否定すべきではない．しかし親自身の孤独感が子育てだけに生甲斐を求め，意識的にしろ無意識的にしろ，子育てに自己実現を賭ける傾向のあることが憂慮される．母親の子離れをむずかしくするからである．そのことが子どもに対する過剰期待，過干渉，過保護といった養育態度を強め，自立，自己実現，耐性などの形成を阻害し，今日少年期に多発する登校拒否，家庭内暴力，自殺，非行等の発生原因をなしていることが，実証的研究によって厳しく指摘されている．

(4) 幼児期にみられる発達の歪

「幼稚園教育に関する実態調査」（昭和59.9.17～10.27，幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議による）によれば，現在，幼児期において

ⅰ）自然との触れ合いをはじめとする直接体験の機会が少なくなり，知識はあっても生活力や感性が乏しく，自発的に遊べない幼児が増加している．

ⅱ）家庭内の人間関係が単純になり，高齢者との触れ合いやきょうだい関係が減少している上，父親が不在がちであるため生活の大部分を母と子という単一の人間関係で過ごす例は決して少なくないのである．かつ地域における異年齢を含む子ども集団の減少や遊び場の不足が相まって，子どもの社会化は著しく制約を受け，遅れを生じている．

等発達に歪みをもたらしていることが指摘されている．

こうした現代家庭のもつ問題－育児機能の低下－は，母親自身，あるいは家庭のあり方に反省すべき点が多いのは事実であるが，単に親だけを責めても解消するものではない．返って親を追いつめ，事態を一層悪化させることになりかねない．問題の背景に社会全体の変化という大きな流れがあり，個人の努力を超える「構造的」な問題ととらえるべきであり，母親を支え，家庭の育児力の回復，活性化をはかる社会的対応が必要となる．

3．保育対策の動向

平成元年7月の「児童手当制度基本問題研究報告書－今後の児童手当制度のあり方について－」あるいは，平成元年8月末の「厚生省平成2年度予算概算要求」において，両者に共通する二つの大きな柱がとらえられる．

そのひとつは「一般児童の健全育成の重視」であり，今ひとつは，「母親の就労援助の強化」である．

(1)　児童手当制度構想にみる今後の方向

基本的考え方として，次の2点が注目される．すなわち，

①　これまでの児童対策は，どちらかといえば低所得家庭，母子家庭の児童や心身にハンディキャップを持つ要保護児童に対するものが中心であった．しかしながら，近年，友達や大人との交流の機会を喪失した児童や遊びをしない児童の増大など．児童を取り巻く環境の変化は著しく，新しい児童問題が生じている．このような観点から，要保護児童対策だけでなく，一般児童の健全育成を図るための施策に一層の配慮が必要である．

②　これまでの児童対策は，主として生活上の理由からやむを得ず就労する場合など，「仕事か家庭か」という二者択一の状況を前提に考えられていたということができる．しかしながら女性の意識も，自己実現を図るために就労するなど「仕事も家庭も」という方向に変りつつある．このような状況に対応して，女性が「仕事か家庭か」という選択を迫られるのではなく，仕事を持ちながらも子供を安心して生み，育てることができるように，女性の社会進出に対応した家庭支援という観点を重視した児童対策を考えていかなければならない．

更に，これら新しいニーズに対応した具体的なあり方として，

現金給付である児童手当は，ⅰ）児童の人格形成に最も重要な時期であること，ⅱ）出産・育児に係る経済的な負担や女性の就労が一般化する中で出産・育児に伴う所得喪失が大きいこと，ⅲ）育児に伴う生活上の制約が大きく，子供のいない家庭に比べて物心ともに負担が大きいことなどを踏まえ，3歳未満の児童を支給対象とすることが適当と考えられる．3歳以上の児童は，むしろ保育サービスや健全育成サービスの充実により対応していくことが適当であろう．

なお，児童手当の支給は，児童の健全育成と資質の向上という制度の趣旨や近年における少子化の状況に配慮して，第1子から支給を行うことを検討する必要がある．

また，児童手当の支給額については，費用負担の問題と密接に関連するが，ある程度経済的に価値のある額を確保することを検討すべきであろう．

と，従来の児童手当制度に比し，画期的ともいえる内容となっている．

次いで勤労女性に対しては，児童手当を二階建てにし，出産・子育てに伴う所得の中断と養育費用が集中し，子供を保育所などに預ける前の乳児期について，特別に手厚い保障を行うなどの形が考えられよう．また，現金給付（児童手当）は育児手当的な性格を強め，3歳未満の保育所に入所している児童については，特に乳児保育や延長保育などに係る保育料が高くなっている現状にかんがみ，現金給付の一部を

直接保育料の軽減に充てる等の方策も一つの検討課題である．この場合，現行の給付内容は被用者と非被用者とを区別せず同一の給付を行っているが，被用者に対する給付は事業主からの拠出金を主な財源とし，非被用者に対する給付の財源は全額公費となっているなど，その費用負担の仕組みは異っており，こうした費用負担の仕組みの相違を踏まえて被用者と非被用者で異なる給付設計を考えることもできよう．

と，母親の就労に対する企業責任を促進する構想に期待がよせられる．

(2) 平成２年度厚生省予算にみる新な動向

今回の保育関係予算で，特筆すべきは特別保育事業費の中で，地域保育センターの創設を新規要求として掲げていることである．これは，地域住民に最も身近な社会資源である保育所の機能を強化し，多様な保育需要に対応できるようにするとともに，地域児童の健全育成を推進する役割をも発揮することが求められていること（「今後の保育対策の推進について」―意見具申―昭和63年１１月，中央児童福祉審議会）から既存の保育所にこれらのサービスを実施する機能を付与した保育所を地域保育センターとして位置づけて，その整備を図り，児童福祉の向上を意図するものである．その構想概要は表１に示す通りである．

表１　地域保育センターの概要

1．センターの概念図

	一般保育		
既定事業	要保育児童	地域の実情に応じて実施	乳児保育
			障害児保育
			延長保育
			夜間保育
			乳幼児健全育成相談事業
			保育所地域活動事業
新規事業	その他の児童	センター必須事業	非定型的保育サービス事業
			緊急保育サービス事業
			集団指導事業

2．センター新規事業の概要

事項	事業の内容	対象児童	保育期間	留意事項
非定型的保育サービス事業	週に３日程度等家庭保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス	就学前児童（登録制）１日当り10人程度	１か月12日以内	乳児を受け入れる場合は、乳児保育実施保育所に限る
緊急保育サービス事業	母親等の傷病・入院等により緊急的、一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス	就学前児童１日当り5人程度まで	保育を要する期間ただし、１か月12日以内	
集団指導事業	集団不適応、情緒不安定等により集団指導を要する児童に対する保育サービス	３歳未満児（登録制）１日当り５人程度	１人につき週２日程度	

資料出所…全国社会福祉協議会・全国保母会「全国保母会だより」第115号．1989年９月．

以上は，いずれも現時点ではまだ実施されていないが，児童手当制度はどちらかといえば，理念の段階にあるのに対し，地域保育センターは，既にその前段階として「保育所機能強化推進事業」の実施（昭和62年），「保育所地域活動事業」の実施（平成元年）という実践の裏付けがあり，実現の可能性は強い．

保育所は今後，一方で要保育児童の保育においても多様化する保育需要に応じつつ，ひとりひとりの子どもの健全育成をめざして，なお一層保育の質の向上が求められ，今一方で地域に開かれた保育所として，地域の乳幼児を対象とした新なとりくみが，必須の課題として求められるのである．

４．保母養成に期待されるもの

(1) 乳児保育，障害児保育の専門性を深める

戦後の保母養成は，かなりの長期にわたって，量的充足が先行せざるを得ない社会的背景があり，保母養成は直接処遇者の養成を主体として Generallity（すべての分野に通じる養成）がめざされてきた．昭和50年以降量的充足が果され，保育需要の多様化が進行するなかで，今後求められるのは Speciality（専門性）の強化である．全国保母養成協議会においても早くから分野別，コース制の導入が真剣に検討されてきたが，昭和45年の保母養成教育課程の改訂では，時期尚早等の事由で見送られて今日に及んでいる．しかし，改訂

に際して，いわゆる施設保母と保育所保母の二系列を想定し，かつ時代の要請に対応して乳児保育Ⅰ及びⅡなど新しい科目が設置されたが乳児保育Ⅱは乙類（選択）に位置づけられたため，高い受講率は期し得ないのが現状である．また障害児保育関連専門教科としては，僅かに臨床心理学が同じく乙類（選択）に加えられたのみである．

今日，養成校の過半を占める短期大学ではその殆んどが幼稚園教員免許と保母資格の同時取得を実施しており，その実態は幼稚園教員免許取得が前提であり，主流をなしているといっても過言ではない．従って，養成校自体，乳児保育Ⅱを未開講としている例は決して少なくないのである．かつて0歳児保育は大都市およびその近郊に集中し，それらの地域における入所児の合計は，保育所における全0歳児の約40%を占めていたが，漸次地方へ拡大する傾向をみせており，併せて産休明け，延長保育等の需要も高まっている．

障害児保育は幼・保に共通する課題であるが，0歳児から就学までを対象とする保育所は，早期発見早期対応，しかも長期間継続保育が可能であるといった利点があり，親の就労の有無にかかわらず，行政努力で受け入れを実施している地方自治体も多い．

こうした実状において，保母養成は幼児保育に比し，歴史の浅い乳児保育，障害児保育の専門性を深める必要がある．本学の保母養成は，専門性の強化を意図して，関連専門教科を独自に新設し，履修の体系化と総合化をすすめている．（図11）

図11　専門性の強化

1. 乳児保育専攻

甲類	小児保健	講義	4
	小児保健	実習	1
	小児栄養	講義	2
	小児栄養	実習	1
	乳児保育Ⅰ	講義	2
乙類	乳幼児心理学	演習	2
	家庭管理 1)	講義	2
	乳児保育Ⅱ	演習	2
	乳児保育指導法 2)	演習	2

注 1) 家庭養育力の拡大再生産をめざす
2) 新設教科

2. 障害児保育専攻

甲類	養護原理Ⅰ	講義	2
	小児保健	講義	2
	小児保健	実習	1
	精神衛生	講義	2
	児童心理学	講義	2
乙類	臨床心理学	演習	2
	障害児保育論 1)	講義	2
	障害児保健 2)	演習	2
	障害児保育指導法 3)	演習	2

注　1) 2) 3)　科目名称変更

↓　↓

保育実習Ⅱ

ガイダンスによって、専攻を選択させるが、保育実習Ⅱは両専攻とも乳児保育、障害児保育、延長保育等を実施している保育所で行うこととする。

しかし，あくまでも現行制度に準じているため，制約があり，一面では底辺の拡がりが評価されるものの，時間割りの過密化を生じ，主体的学習を困難にしている．

今後は甲類（保母資格の基礎となる共通必修）を精選し，乙類によって養成校の自由裁量の余地を拡大する制度的保障が望まれるのである．

(2)　社会福祉的視点を強化する．

女性の就労形態の多様化等に伴い，延長・夜間・休日保育あるいは病後児保育等の新しい保育需要を受けとめ，それに応じた保育体系の開発・実施が要請されているが，それには，保母にも社会の変化を的確に見

極めそれに対する適切な判断・実行・組織力が必要となる．

保育需要の多様化に対し，公私を問わず認可保育所の対応の立ち遅れ（空洞化，硬直化）が，依然としてベビーホテル，無認可保育施設に解決を求めざるを得ない状況をつくり出しているのである．ベビーホテル立ち入り検査結果は，さまざまの不適合のあることを報告している．さらには，保育を「サービスの販売」ととらえ，日本フランチャイズ・チェーン協会に加盟，24時間総合保育を打ち出した「ちびっ子園」－託児産業－が出現し，その数を増している．子育てを利潤の対象とすることを「子ども不在」の発想と責めることで問題は解決しないのである．むしろ問われるべきは，そうした動きを誘発しているものは何か，である．教員養成の長い歴史と伝統をもつ教育学系短期大学あるいは大学の教育学部では，社会福祉的視点の強化によってすぐれた人材を世に送り出すことができる．

(3) 家族援助の基礎的能力を育成する．

社会の複雑化に伴う家族基盤の弱体化，家族関係の不安定化が指摘されているが，そのことが児童の成長・発達に及ぼす影響は既にふれた通りである．保母は単に子どもたちに関わるのみでなく，保護者の生活やその親子関係に対して適切な指導・助言・援助が必要となる．子どもの１日24時間の生活を家庭（親）と保育所（保母）が支えあっている実態は，両者の連携，協働を極めて重要な課題としている．

また，育児相談事業など，一般児童の健全育成においても，保育所が１つの社会資源として機能することが求められているが，現行の保母養成教育課程では，保護者の育児相談・助言指導などの家庭保育指導に関する教科目は設定されておらず，関連する社会福祉科目や単位は最少限におさえられている．しかし，現行教育課程では，その設置や単位増は極めて難かしい．現行教育課程の抜本的改正と，修業年限の延長に活路を求めざるを得ないのである．特に修業年限の延長は，２年制ではこなすことのできない多角的な教育が実施できる．

(4) コーディネーター，スーパーバイザーの養成をめざす．

家庭保育，家庭外保育を対立的にとらえ，二者択一的に論じる段階は既に過ぎたと考えられる．子育ての環境として，本来的に優れた価値をもつ家庭の機能の提供を母を中心とした家族のみに求めるのではなく，第三者的なさまざまなレベルの子どもの育成主体が，家庭機能を分与，補完，指示，代替し，共同して親の子育てをサポートすること，つまり育児の社会化，外部化を求めているのである．更に現在は未成熟で「必要悪」的存在であっても，さまざまな形態で出現した保育活動や家庭外保育も，それらが求められ果している機能には，それなりの必然性のあることを直視すべきである．全面否定をするより認可施設を核として統合的に位置づけ，指導育成しつつ，機能分担による有効利用を企図することは必要な観点である．

家庭保育，家庭外保育を問わず多様化する保育需要に対応するには，多様な社会資源の活用と組織化がなければならない．既にベビーシッターやチャイルドビジネスの導入が論じられ，既にベビーシッターの研修費が，平成元年の厚生省予算にくみこまれている．（とりあえず，実態調査を行う予定）こうした経緯において，保母にはコーディネーター，あるいはスーパーバイザーとしての資質が求められる．現場の経験が重要なことはいうまでもないが，その基礎としての理論，技術の習得を図ることが必要である．

以上をふまえて，教育学部における保母養成を構想したのが図12である．

5．おわりに

子育ての外部化に対しては，特に我が国では反発が強いといえる．また多様化する保育要求への対応に関しても，むしろ母性保護の制度的整備を急ぐべきだとの主張は正論である．しかし，女性の就労の現実，家庭基盤の脆弱化といった関連において，「もはや夜間保育ニーズは，善悪という価値的な領域の問題ではなく，事実としてとらえるべきものになっている」ことの認識を原点に，解決の方途を開拓するのが，児童福祉に携わる保母の職責である．

また，「スウェーデンでは，家族をコミュニティに開放することで家族を強化している」ということの意味を追究すべきである．我が国においても社会構造的に弱体化した家庭に，その責任を問うだけでなく，今後の保育対策は家庭や家族のもつ機能を重視するが故に，子育てと経済的支援のための社会的なサポートシステムとネットワークを強化することに重点がおかれようとしているのである．その中核に保育所があり，保母養成はそこで活躍する人材を送り出すことが期待されているといえる．

図12　４年制保母養成カリキュラム試案

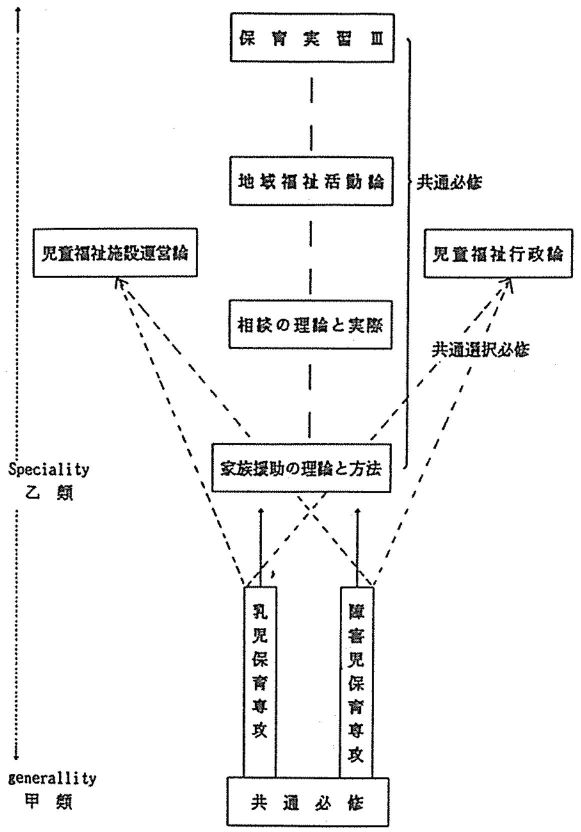

引用・参考文献

1．婦人教育研究会編「統計にみる女性の現状」垣内出版　1989
2．労働省婦人局「婦人労働の実情」昭和62年度版
3．厚生省児童家庭局母子衛生課監修「母子保健情報」母子愛育会　1989
4．全国保育協議会編「保育年報」全国社会福祉協議会　1988，1989
5．日本保育協会編「保育関係資料」　日本保育協会　1989
6．切り抜き速報教育版　ニホンミック　1988，1989
7．全国保母養成協議会・日本保育協会編　「すばらしい保育者をめざして」－保育資料－　日本保育協会　1988
8．児童手当制度基本問題研究会「児童手当制度基本問題研究会報告書－今後の児童手当制度のあり方について－」　1989

（1989年９月27日受理）